

## 第3章 計画の目標と施策体系

この章では、府中市環境基本条例の基本理念を明らかにし、この理念に基づいて府中市の目指すべき望ましい環境像を定めます。

また、この環境像の実現に向け、計画の根幹となる基本方針を示します。

### 1 基本理念

府中市環境基本条例は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする、良好で快適な環境を確保することを目的に制定されました。

この条例の基本理念とは、次の3つです。

環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

### 2 望ましい環境像

府中市環境基本計画は、府中市環境基本条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に各種の環境施策や行動を推進するものです。

そこで、計画では、条例の基本理念に基づき、計画をイメージし易く、計画のキャッチフレーズとなるように、目指すべき望ましい環境像を次のように定めます。

望ましい環境像：

人も自然もいきいきする  
環境都市・府中

すべての市民は、健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とされる、良好で快適な環境を享受する権利を持っているとともに、そのような環境を確保し、将来の世代へ継承していく責務を有しています。

このような認識に立ち、望ましい環境像の実現を目指し、市民、事業者及び行政という各主体の協働のもと、豊かな環境を保全し、自然との共生、環境との調和を保ちつつ、持続的発展が可能な循環型社会をつくる必要があります。

### 3 基本方針

府中市環境基本計画の望ましい環境像を、基本理念に基づいて達成することを目指して、次の6つの基本方針を定めます。

1 水と緑のまちをめざして

2 快適なまちをめざして

3 公害のないまちをめざして

4 資源の循環するまちをめざして

5 環境パートナーシップの育つまちをめざして

6 地球環境の保全に取り組むまちをめざして

6つの基本方針の内容を次に示します。

1 水と緑のまちをめざして

私たちは自然界の一員として、自然生態系の中で生活し、自然の恩恵を受けて生きています。そして、四季の変化に順応し、自然と共生してきました。

市内には、多摩川や浅間山、<sup>がいせん</sup>崖線、けやき並木などの緑豊かな自然環境が存在し、様々な動植物が生息・生育していますが、それらは開発などにより減少しつつあります。ま

た近年、都市化が進み自然とふれあえる場が減ったことにより、次世代を担う子供の成長や私たちの心身の健やかさなどへの影響が懸念されています。

自然環境は、一度大きく改変されると、その回復には、多大な労力と時間が必要です。地域社会は、自然環境と調和しながら持続的発展が可能な状態を維持することが望ましく、市内の良好な自然環境を次世代に伝えていく努力が必要です。

このため、現在及び将来の市民が快適な暮らしを送るために、自然環境の維持、回復及び創出に一層配慮し、健全な生態系を育むとともに、自然の恵みを生かしつつ、自然環境とのふれあいを推進します。

## 2 快適なまちをめざして

「うるおい」と「ゆとり」は、快適な生活を送るうえで重要な要素となっています。

市内には多摩川や浅間山、<sup>がいせん</sup>崖線などの比較的良好な自然環境があるほか、奈良時代から平安時代にかけて武蔵国の国府が置かれ、現在でも大国魂神社や馬場大門けやき並木など歴史的な景観が残されています。

しかし、一方では、住宅地域を通過する多数の自動車、ごみの散乱といった諸問題が発生しています。また、駅周辺などの放置自転車や違法な屋外広告物などによる雑然とした景観、安心して通行できない狭い歩道や緑と公園の適正配置などの課題も残されています。

このため、快適なまちをめざして、府中市を特徴づける歴史的資産や文化財を保全・活用し、府中市の魅力的な環境を次の世代へ継承するとともに、一人ひとりのごみに対する意識の向上などによって、秩序ある文化的なまち並みを保全します。さらに、ヒューマンスケールの観点から、違和感の少ない快適なまちづくりを進めるとともに、「うるおい」や「ゆとり」の感じられる景観の形成と安全なまちづくりを推進します。

## 3 公害のないまちをめざして

近年、府中市においても、自動車公害、水質汚濁、騒音や振動などの都市・生活型公害が顕在化しています。特に、主要幹線道路における自動車の排出ガスによる大気汚染などは依然として改善されていません。これは、広域的な問題であり、国や東京都などの関係機関と連携した取組が必要です。また、市民や事業者の協力を得ながら、公共交

通機関や自転車・徒歩などへの交通手段の転換や、低公害自動車の普及などの対策が必要です。

多摩川については、家庭排水対策などによる水質改善や雨水の地下浸透対策などによる水量確保を推進します。また、工場などの事業所に起因する従来からの産業型公害については、引き続き、適切な指導、防止対策を推進します。

さらに、市民が不安に感じているダイオキシン類などの有害化学物質による汚染については、測定・調査を充実するとともに、必要な情報を収集・提供し、使用に当たっての注意を徹底させるなど、汚染の拡散・浸透の防止に努めます。

#### 4 資源の循環するまちをめざして

リサイクルや省資源・省エネルギーに関する市民意識は高まりつつありますが、資源・エネルギーを大量消費するライフスタイルが一般的であり、地球温暖化など地球環境にも影響をおよぼしています。

このため、市内での身近な環境保全の取組から、ひいては地域、国を越えた地球全体の環境を保全するため、市民や事業者の一人ひとりによる自発的な行動が求められ、ライフスタイルの転換や意識の改革が急務となっています。

こうしたことから、市民、事業者及び行政がそれぞれの日常生活や事業活動の中でごみの減量・リサイクルを推進するとともに、省資源・省エネルギー、資源の有効活用などに、取り組むことにより、環境負荷の少ない循環型社会を形成する施策を推進します。

#### 5 環境パートナーシップの育つまちをめざして

地球温暖化や海洋汚染、生態系の破壊などの地球環境問題の解決には、市民や民間団体、事業者、教育研究機関、行政などが、地域や国を越えて環境保全に対して取り組む相互の協働関係を構築することが必要です。また、大気汚染、多摩川の水質汚濁や年々増加するごみなども、一つの自治体だけで解決するのは難しく、広域的な観点から近隣自治体や関係機関などとの連携や問題解決に向けた共通認識が必要です。

このため、環境情報の収集・提供や環境学習を推進するとともに、自発的な環境保全活動を支援します。また、各主体間の情報交換や連携を促進し、地域での取組や、広域的な行政間の連携も推進します。

## 6 地球環境の保全に取り組むまちをめざして

地球規模の環境問題として、エネルギー消費の増加などによる二酸化炭素など温室効果ガスによる地球温暖化、フロン類によるオゾン層の破壊、化石燃料の使用に伴う酸性雨、PCB・油などによる海洋汚染、乱獲や生息環境の破壊による生物多様性の減少、焼き畑や過剰な伐採による森林の減少、過放牧・過耕作などによる砂漠化、有害なごみの開発途上国への輸出など、様々な問題があります。これらの問題は長期間にわたり、生態系だけでなく世界経済の動向を通じてそれぞれが複雑に結びついていることから、解決が困難になっています。

このように、地球環境問題は大きなスケールで起きていますが、その原因は私たちの日常生活や事業活動の中で発生する環境への負荷が主なものであり、問題解決のためには私たち自身のライフスタイルや事業活動を見直し、環境負荷の少ない形に変えていくことと、地域における環境保全活動を推進する必要があります。

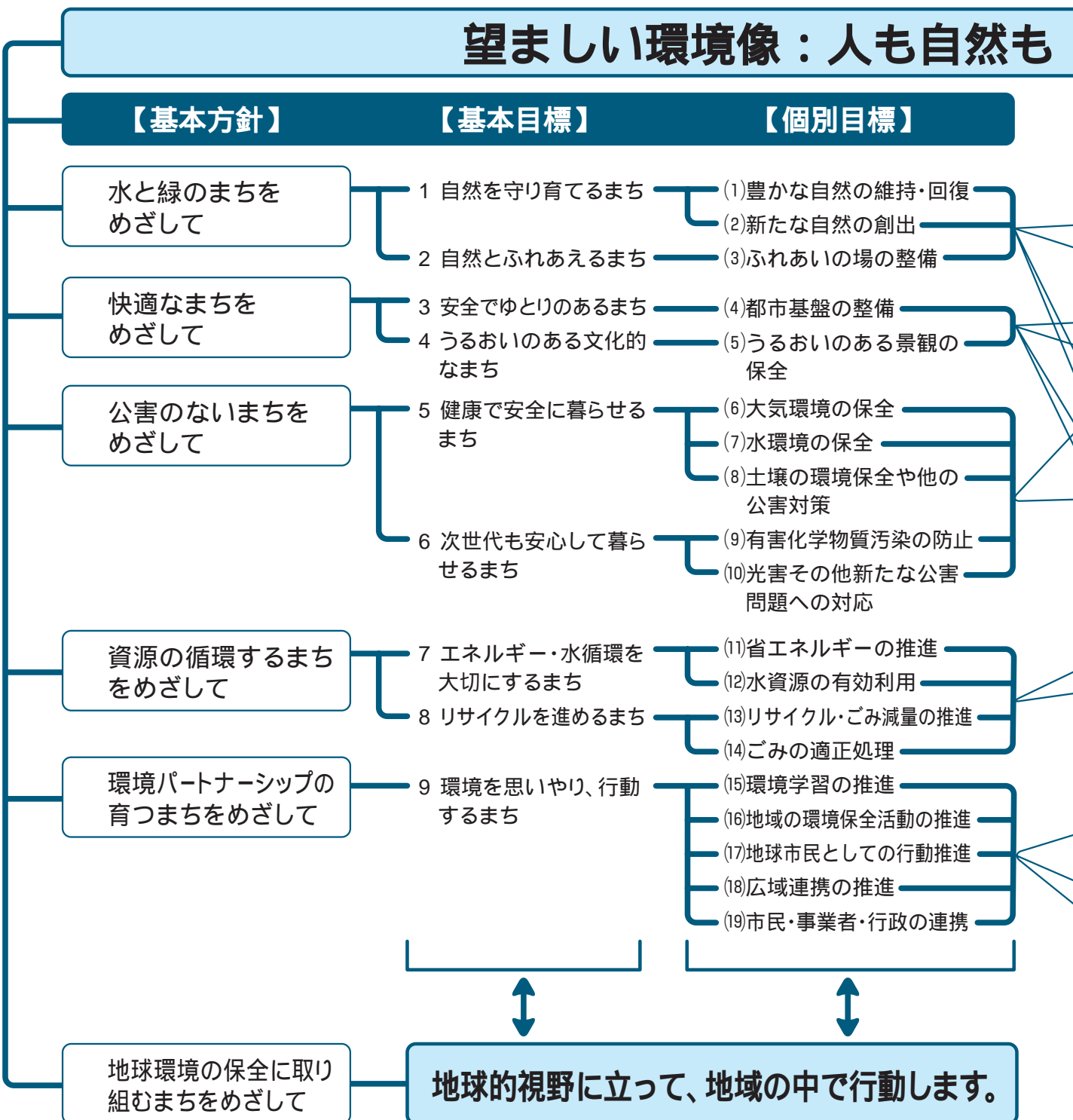
したがって、地球環境の保全の取組として、基本方針 から までに示した地域の生態系保全や緑化、エネルギーの有効利用やごみの減量化・資源化などを進めるとともに、市民や事業者、教育研究機関、行政などの連携による環境に配慮した地域社会の実現と、国や東京都、近隣自治体との広域的連携や国際協力も視野に入れた環境保全活動を推進します。



## 4 環境施策の体系

計画の望ましい環境像の実現に向けて設定した基本方針を達成するため、それぞれの基本方針に対して基本目標とその個別目標を、さらに複数の目標にまたがる重点施策を設定しました。

基本方針、基本目標、個別目標及び重点施策の体系を次に示します。なお、基本方針



「地球環境の保全に取り組むまちをめざして」については、基本目標や個別目標を設定していません。これは、基本方針の から までの中に既に地球環境保全に関する取組が含まれており、基本方針の から までの取組を総合的に実践して行くことが「地球環境の保全」につながるためです。

## いきいきする環境都市・府中

### 【重点施策】

**重点施策 1** 多摩川や湧水、崖線や浅間山などからなる  
「水と緑のネットワーク」を守り、育てます。

**重点施策 2** 府中市のランドマーク「馬場大門けやき並木」や「大国魂神社」  
などの歴史的景観を保全します。

**重点施策 3** 歩きやすく、自転車に乗りやすいまちづくりを進めます。

**重点施策 4** ダイオキシン類など、有害化学物質対策を推進します。

**重点施策 5** 10年間でごみの50パーセント削減を目指します。

**重点施策 6** 自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、  
二酸化炭素排出量の削減に努めます。

**重点施策 7** 農地を保全し、農業と調和のとれたまちづくりを進めます。

**重点施策 8** 校庭の芝生化(草地化)などを進めるとともに、  
学校のエコスクール化100パーセントを目指します。

**重点施策 9** すべての市民が自然とふれあい、  
環境学習に取り組む仕組みをつくります。

**重点施策 10** 市民や事業者、大学などの教育研究機関と行政との  
パートナーシップを築きます。